
市役所窓口での手続きについて

謹んでお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。お亡くなりになられた方の手続きは次のとおりです。後日、該当するものを、市役所または最寄りの支所で手続きをお願いします。

◎国民健康保険関係の手続き

手 続 事 項	必 要 書 類 等	担当課（窓口番号）	
保険証等の返還または訂正（国民健康保険証、重度医療費受給者証など）	所持している紙の保険証等を持参してください。	保 健 医 療 課 国 保 年 金 係 5 9 - 2 1 4 1	⑧
葬祭費の支給（国民健康保険に加入されている方）	葬祭執行者には、葬祭費が支給されますので、預金通帳、葬祭執行者であることがわかる書類（火葬証明された埋火葬許可書のコピー、会葬御礼状など）を持参してください。 ※申請者が葬祭執行者と異なる場合は別途所定の委任状が必要になります。		

◎後期高齢者医療関係の手続き

手 続 事 項	必 要 書 類 等	担当課（窓口番号）	
保険証等の返還（後期高齢者医療被保険者証、重度医療費受給者証など）	所持している紙の保険証（または資格確認書）を持参してください。	保 健 医 療 課 国 保 年 金 係 5 9 - 2 1 4 1	⑧
葬祭費の支給（後期高齢者医療に加入されている方）	葬祭執行者には葬祭費が支給されますので、預金通帳、葬祭執行者であることがわかる書類（火葬証明された埋火葬許可書のコピー、会葬御礼状など）を持参してください。 ※申請者が葬祭執行者と異なる場合は別途所定の委任状が必要になります。		

◎国民年金関係の手続き

手 続 事 項	必 要 書 類 等	担当課（窓口番号）	
年金未支給、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などの請求	亡くなった方の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、年金証書など）があればお持ちください。今後のお手続きについて、ご案内します。	保 健 医 療 課 国 保 年 金 係 5 9 - 2 1 4 1	⑧

※共済年金は担当事務所へお問い合わせください。

※恩給がある場合は、総務省人事・恩給局（TEL03-5273-1400）へお問い合わせください。

◎原子爆弾被爆者手帳をお持ちの方（本庁のみ）

手 続 事 項	必 要 書 類 等	担当課（窓口番号）	
被爆者死亡弔慰金支給の請求 葬祭料の請求 ※請求者は葬祭を行った方になります。	被爆者健康手帳、手当証書、火葬証明された埋火葬許可書のコピー、死亡診断書のコピー、請求者の預金通帳を持参してください。	保 健 医 療 課 健 康 増 進 係 5 9 - 2 1 5 3	⑨

◎その他の手続き

手 続 事 項	必 要 書 類 等	担当課（窓口番号）	
印鑑登録証・住基カードの返還	印鑑登録証・住基カード（作られた方のみ）を持参してください。	市 民 課 戸 籍 住 民 係 5 9 - 2 1 4 3	③
介護保険証の返還	介護保険証を持参してください。	地 域 介 護 課 介 護 高 齢 者 係 5 9 - 2 1 4 4	⑪
緊急通報システムの利用終了の手続き	利用されている場合、担当課へお問い合わせください。		
福祉関係書類（障害者手帳など）の返還（本庁のみ）	該当のある書類（障害者手帳など）を持参してください。	福 祉 課 障 害 福 祉 係 5 9 - 2 1 4 6	⑭
原付（125cc以下）及び小型特殊自動車の廃車又は名義変更	標識交付証明書、ナンバープレートを持参してください。	税 務 課 収 納 係 5 9 - 2 1 2 7	④
相続人代表者指定の手続き ※ <u>相続人代表者の本人確認書類が必要</u> です。	軽自動車税に関すること	税 務 課 収 納 係 5 9 - 2 1 2 7	④
	市県民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関すること	税 務 課 市 民 税 係 5 9 - 2 1 2 8	⑤
	固定資産税に関すること	税 務 課 資 産 税 係 5 9 - 2 1 2 9	⑥
<u>水道の契約者が亡くなったとき</u>	担当課へお問い合わせください。	上 下 水 道 局 業 務 課 営 業 係 5 9 - 2 1 9 1	別棟
栗谷地区にお住まいの方が亡くなったとき			
農地の所有者が亡くなった時の手続き ※相続完了後の手続き	相続した農地の登記済通知書の写しを1部持参してください。	農 業 委 員 会 事 務 局 5 9 - 2 1 9 0	3 F
森林の所有者が亡くなった時の手続き ※相続完了後の手続き	相続した森林の登記済通知書の写しを1部持参してください。	産 業 振 興 課 農 林 水 産 振 興 係 5 9 - 2 1 3 0	3 F
市営墓地の相続による権利移転	担当課へお問い合わせください。	環 境 整 備 課 環 境 整 備 係 5 9 - 2 1 5 4	①

その他、ご不明な点がございましたら、各担当課へお問い合わせください。